

三重県熊野古道センター（仮称）常設展示実施設計企画提案プロポーザル実施要領

（目的）

第1条 この要領は、三重県熊野古道センター（仮称）の建設にあたり、世界遺産に登録された「熊野古道」を来訪者に紹介するとともに、その保全についての理解を深める常設展示室における展示の実施設計に関する業務を委託する者の決定にあたり、企画提案プロポーザル方式により決定するための必要な事項について、教育委員会調査委託契約実施要綱第7条に基づき定めるものである。

（プロポーザルに参加する者）

第2条 「三重県熊野古道センター（仮称）常設展示実施設計企画提案プロポーザル」（以下「プロポーザル」という。）に参加を求める者は、一般公開により募集するものとする。

（プロポーザル企画提案書）

第3条 提案資料については、別途定める「三重県熊野古道センター（仮称）常設展示実施設計企画提案プロポーザル参加仕様書」の5のとおりとする。

（選定業務）

第4条 選定にかかる業務は、別途定める「三重県熊野古道センター（仮称）常設展示実施設計企画提案プロポーザル選定要領」（以下「選定要領」という）に基づき「三重県熊野古道センター（仮称）常設展示実施設計企画提案プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

2 選定委員会の設置、委員、職務等は別途「三重県熊野古道センター（仮称）常設展示実施設計企画提案プロポーザル選定委員会要綱」に定める。

3 選定委員会は、「選定要領」を基に提出された企画提案の評価を行い、当該業務に最も適した設計者を選定する。

4 審査結果については、企画提案の提出者全員に通知する。

5 提出された企画提案は、次のとおり取り扱うものとする。

提出された企画提案が、その提出方法、提出先、及び期限について示された条件に適合していない場合は、その旨を事務局が選定委員会に報告する。

許容された方法以外の表現方法が用いられている場合は、その旨を事務局が選定委員会に報告する。

6 提出された企画提案が次の各号の一に掲げる条件に該当する場合は、事務局がその旨を選定委員会に報告する。

企画提案に虚偽の記載がある場合。

企画提案に記載された担当者が、特定後担当できない場合。

選定に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。

その他、三重県熊野古道センター（仮称）常設展示実施設計プロポーザル選定委員会設置要綱及び本要領に違反した場合。

（公表）

第5条 審査の公正性、透明性、客観性を期すため、本要領を公表するものとする。

(業務の委託)

第6条 選定委員会で特定されたプロポーザルの提出者に対し、三重県教育委員会事務局指名審査会の承認を得て、業務委託を行う。

なお、委託内容は、特定されたプロポーザルの内容に限定されることなく、締結する委託契約書によるものとする。

(プロポーザル日程)

第7条 プロポーザル日程については、別紙「三重県熊野古道センター(仮称)常設展示実施設計企画提案プロポーザルの実施にかかる日程」のとおりとする。

(事務局)

第8条 プロポーザルの実施にかかる事務局は、教育委員会事務局文化財保護室に設置する。

附則

この要領は平成16年11月9日から施行する。

この要領は、設計業務の完了した時点でその効力を失う